

石川県公報

令和 8 年 8 月 4 日

第 1 3 9 3 0 号（火曜日）

毎 週 2 回 火 曜 金 曜 発 行

目 次

公 告		
○大規模小売店舗の新設の届出の公告	（経営支援課） 1	○大規模小売店舗の変更の届出の公告 （ 同 ） 3

公 告

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

令和8年8月4日

石川県知事 山 野 之 義

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
クスリのアオキ菅原店
野々市市菅原町30番2 ほか
- 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 大規模小売店舗を設置する者
株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲
白山市松本町2512番地
株式会社 N T T 西日本アセット・プランニング 代表取締役 井上 登昇
大阪府大阪市福島区東野田町4丁目15番82号
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲
白山市松本町2512番地
ほか未定
- 大規模小売店舗の新設をする日
令和9年4月28日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,195平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 駐車場の位置及び収容台数
位置 縦覧による。
収容台数 92台
 - 駐輪場の位置及び収容台数
位置 縦覧による。
収容台数 25台

- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
位置 縦覧による。
面積 70平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
位置 縦覧による。
容量 11.7立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時から午後10時まで
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
出入口の数 3箇所
位置 縦覧による。
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 7 届出年月日
令和8年7月22日
- 8 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び野々市市地域政策部地域振興課
- 9 届出等の縦覧期間
令和8年8月4日から同年12月4日まで
- 10 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
令和8年12月4日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課
-
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
クスリのアオキ三納店
野々市市三納三丁目186番1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (1) 大規模小売店舗を設置する者
株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲
白山市松本町2512番地
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲
白山市松本町2512番地
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
令和9年4月28日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,254平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数
位置 縦覧による。
収容台数 50台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数
位置 縦覧による。

収容台数 10台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位置 縦覧による。

面積 24平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 縦覧による。

容量 6.6立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前9時から午前0時まで

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から翌午前0時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 3箇所

位置 縦覧による。

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

7 届出年月日

令和8年7月22日

8 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び野々市市地域政策部地域振興課

9 届出等の縦覧期間

令和8年8月4日から同年12月4日まで

10 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和8年12月4日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

令和8年8月4日

石川県知事 山 野 之 義

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

香林坊第一開発ビル（クラソ・プレイス109）

金沢市香林坊二丁目1番1号

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）香林坊第一開発ビル（香林坊109）

金沢市香林坊二丁目1番地

（変更後）香林坊第一開発ビル（クラソ・プレイス109）

金沢市香林坊二丁目1番1号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）香林坊第一開発ビル株式会社

代表取締役 油屋 賢三

- 金沢市香林坊二丁目 1 番地
(変更後) 香林坊第一開発ビル株式会社
代表取締役 池田 泰二郎
金沢市香林坊二丁目 1 番 1 号
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) —
(変更後) 株式会社うつのみや
代表取締役 宇都宮 元樹
金沢市片町 2 丁目 1 番 7 号
株式会社ハンズ
代表取締役 桜井 悟
東京都新宿区新宿 6 丁目 27 番 30 号
株式会社マルエー
代表取締役 山本 一郎
白山市鶴来本町 2 丁目 26
株式会社ユナイテッドアローズ
代表取締役 松崎 義則
東京都渋谷区神宮前三丁目 28 番 1 号
株式会社オンデーズ
代表取締役 海山 丈司
東京都品川区東品川二丁目 2 番 8 号
setchu 株式会社
代表取締役 林田 堅太郎
金沢市広坂 1 丁目 1-52
MARC Interior&Decor 株式会社
代表取締役 中川 雅理
富山県富山市西町 4-11
株式会社 エービーシー・マート
代表取締役 服部 喜一郎
東京都渋谷区神南一丁目 11 番 5 号
稲垣 雄志
金沢市別所町 2-13
株式会社アールエスアップル
代表取締役 永井 剛
新潟県新潟市西区小針 8 丁目 10 番 2 号
株式会社岸和田スポーツ
代表取締役 阪下 岳
大阪府岸和田市宮本町 14-9
株式会社 Vidaway
代表取締役 池田 敬吾
神奈川県横浜市瀬谷区下瀬谷 2-18-13
株式会社 PDG
代表取締役 坂口 弥寿久
東京都千代田区外神田 3 丁目 15-6 小暮末広ビル 9 階
バリュエンスジャパン株式会社
代表取締役 富田 光俊
東京都港区南青山 5 丁目 6 番 19 号 MA 5

2(1)においては、令和 7 年 3 月 1 日

2(2)においては、平成28年 6 月17日

2(3)においては、令和 8 年 4 月25日ほか

4 変更する理由

2(1)においては、運営者・所在地の記載変更のため

2(2)においては、住所の記載・設置代表者変更のため

2(3)においては、小売業者入替えによる退店及び出店のため

5 届出年月日

令和 8 年 7 月17日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工労働課

7 届出等の縦覧期間

令和 8 年 8 月 4 日から同年12月 4 日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和 8 年12月 4 日

金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

石川県商工労働部経営支援課